

## 死亡に関する手続きについてよくある質問

**Q：戸籍謄本等は死亡届を出したらすぐもらえるの？**

A：本籍地が太宰府市の方は、死亡届提出後、戸籍に内容が記載され、証明書を発行できるまで2～3日（休日に届出された場合は、市役所の開庁日から2～3日）かかります。また、本籍地が太宰府市以外の方については、本籍地に郵便で通知を行うため、さらに日数が必要です。戸籍謄本等の証明が必要な場合は、本籍地の戸籍担当に確認をお願いします。

【問い合わせ先】市民課戸籍係 内線 347

**Q：亡くなった人の住所地以外で死亡届を出した場合、死亡に関する手続きはすぐにできるの？**

A：死亡届を出した市区町村役場より、死亡の通知が郵送されてから住民登録に内容の変更を行うため日数がかかります。お電話いただくと、内容が変更されているか確認をしますので、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】市民課市民係 内線 304

**Q：国民健康保険の葬祭費とは？**

A：亡くなった国保被保険者の葬祭を行った人（喪主）に葬祭費（3万円）が支給されます。国保年金課への申請が必要です。ただし、社会保険等の被保険者「本人」が退職後3カ月以内に亡くなった場合は、在職時の健康保険者に葬祭費を申請してください。

【問い合わせ先】国保年金課国保年金係 内線 320

**Q：亡くなった場合、介護保険料はどうなるの？**

A：亡くなった場合、介護保険料は、資格喪失日（死亡日の翌日）の前月までを月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付いたします。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくことになります。なお、特別徴収（年金からの天引き）で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者（日本年金機構・共済組合等）に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 370

**Q：要介護認定申請していたけど、取下げは必要なの？**

A：要介護（要支援）認定申請中の方が亡くなった場合は、担当ケアマネジャー及び介護保険課へご連絡ください。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 371

**Q：毎月、高額介護（予防）サービス費の支給を受けていたが、亡くなった場合はどうなるの？**

A：本人が亡くなった場合、その法定相続人による申請が可能です。申請に際しては、添付書類として被保険者本人との続柄を証明するための戸籍抄本（コピー可）が必要となります。（ただし、住民基本台帳上の同一世帯員である法定相続人による申請の場合には、戸籍抄本の添付は不要です。）

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 372

**Q：亡くなった人にも住民税は課税されるの？**

A：住民税は1月1日現在、市内にお住まいの人に課税されますので、1月2日以降に亡くなった場合であっても前年中に所得があれば課税されます。その場合、財産の相続人へ納税義務が引き継がれます。亡くなった人が申告の必要な人であれば、ご遺族が申告をお願いします。なお、亡くなった人に代わり納税通知書等の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届のご提出をお願いします。

【問い合わせ先】 税務課市民税係 内線 330・331・336

**Q：納税義務者が亡くなった場合の固定資産税はどうなるの？**

A：土地・家屋の所有者が亡くなった場合、お早目に法務局で相続登記の手続きをしていただくことをお勧めします。この相続登記を所有者が亡くなった年内に済まされますと、翌年度からは新しい所有者に課税されます。

また、相続登記が完了するまでの間、亡くなった人に代わり納税通知書等の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書のご提出をお願いします。(相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書は、相続する資産の所有権を決定するものではありません。)

【問い合わせ先】 税務課固定資産税係 内線 332・333・337

**Q：児童手当の受給者が亡くなった場合の児童手当はどうなるの？**

A：児童手当の受給者が亡くなった場合は、亡くなった日をもって児童手当の受給資格が消滅します。配偶者など、亡くなった人に代わって児童を監護する人が児童手当を受給するためには認定請求書の提出が必要となります。

【問い合わせ先】 保育児童課児童福祉係 内線 318

**Q：犯罪や事故の被害にあった場合に相談できるところはあるの？**

A：犯罪や事故による被害でお悩みの被害者ご本人とその家族などが、元の平穏な生活を一刻も早く取り戻すことができるよう、各種相談窓口が開設されています。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】 防災安全課防犯安全係 内線 549

**Q：市民図書館を利用していた人が亡くなった場合、どうしたらいいの？**

A：亡くなった人の「図書館利用カード」があれば、市民図書館にお持ちください。

来館が難しい場合は、市民図書館にお問い合わせください。なお、図書館から借りられた本や雑誌等がありましたら、返却をお願いします。

【問い合わせ先】 太宰府市民図書館 電話 921-4646

**Q：住む人がいなくなった家（空き家）のことを相談できるところはあるの？**

A：空き家の売買のことに限らず、相続の問題や管理のことなど空き家に関する悩みごと・困りごとについて無料で相談できる窓口をご案内できます。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】 都市計画係 内線 426・466